

自動車関係諸税等の抜本の見直しを求める意見書

国内では、物価の高止まりや人手不足の深刻化に加え、カーボンニュートラルやデジタル化の対応を迫られている。さらに、中小企業等も含めた日本全体での持続的な賃上げを通じた経済の好循環の進展が求められるなど、日本は持続的成長に向けた正念場を迎えており、各自治体は持続的な都市の発展に向け「誰一人取り残さない社会」を目指していくことが求められている。

その中で、人やモノの移動は生活者にとって不可欠なものであり、地域経済にとっても重要なものである。各自治体は、地域の特性を踏まえて、電動車などの次世代モビリティの普及やデジタル社会の実現を前提とした地域経済の後押しを行い、将来に向けた「まちづくり」のあり方を描き推進していく必要がある。

しかし、自動車には取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘され、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

よって、国におかれては、地方経済の活性化と地方財政に影響を与えないよう、具体的な代替財源を確保することを前提とし、受益と負担の関係も含め、自動車ユーザーへの負担が過重とならないよう、令和7年度税制改正において下記の自動車関係諸税の抜本的な見直しを講じるよう強く求める。

記

1. 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、自動車税・軽自動車税(種別割/四輪車・二輪車等)の税額引き下げによる、負担軽減措置を講じること
2. 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講じること
3. EV・FCV等に対する増税の論議について、電動車普及促進の足かせとなる懸念があることから慎重に行うこと
4. 自動車関連諸税の抜本的な見直しを行う際には、地方財源へ影響を与えないよう、必要な措置を講じることが前提とすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6年 9月27日

大分県中津市議会